

NPOへ寄付より気軽に

30代会社員(独身)の例

年収	560万円
課税対象所得	300万円
所得税率	10%

「計5万円を寄付」

税額控除 1万9200円
または
所得控除 4800円

子ども支援NPO 福祉NPO

認定NPO法人

税額控除と所得控除の比較

●税額控除による減額分
(5万円-2000円)×0.4=1万9200円

●所得控除による減額分
(5万円-2000円)×0.1=4800円

- 寄付控除改正のポイント
- 1 税額控除と所得控除の有利な方を選ぶ
 - 2 所得税率が低い人は、税額控除の方がメリットが大きい
 - 3 税額控除は所得税額の25%が上限(所得税20万円の場合は20万円×0.25=5万円)
 - 4 個人住民税でも10%の税額控除が制度化されている(実施は自治体により異なる)
- ※東日本大震災関連で、日本赤十字社や中央共同募金会、被災自治体や公益法人に寄付した場合も税額控除の特例がある
- 申請するには

寄付後に認定NPO法人から送られてくる寄付の受領証や、認定NPO法人と証明する書類を、確定申告の際に提出する。納税者名義の受領証が必要。振り込み証明書で代替できる場合もある。国税庁のウェブサイトが確定申告の手続きが紹介されている。

「レ」も、新制度になり認定申請の準備を進めているという。中村厚生事務局長は「不登校の子どものための受け皿となってきたのに、優遇措置がないのは不公平」と思っていた。今後寄付が増えれば、設備や教職員待遇を改善したいと期待する。来年4月には改正NPO法が施行され、認定機関が身近な都道府県・政令市内の団体はPSTを満たしているか、NPO自身が魅力的な活動を行い、積極的に意義を広報するなど努力しなければ、寄付の大幅な増加が期待できないと話す。また、寄付控除を受けるには「ファミリー」でも確定申告をしなければならぬことから、「年末調整などでも控除を申請できる仕組みを取り入れるべき」と指摘している。

「税額控除」今年1月分から適用

NPOを巡る税制改正は、09年の政権交代後から検討が進められ、税制改正法が改正NPO法が今年6月に

国が認定したNPO法人(特定非営利活動法人)に寄付すると、約40%相当額が所得税から差し引かれる新たな制度が導入され、今年1月以降の寄付から適用になる。寄付文化が希薄と言われてきた日本だが、昨年末からの「タイカーマスク運動」や東日本大震災を機に、善意の行は広がっている。寄付者のメリットが増した新しい寄付税制を紹介する。【稲田佳代】

法人が政府機関に代わる公共サービスの担い手となることを期待している。寄付に伴う所得税の特別控除は01年から実施されているが、今回の税制改正のポイントは「税額控除」の導入だ。2000円を超え、ある会社員の例(別表)のように、所得税率が低い中、寄付金は美質的な負担額で済むこともできる。

4割相当額を所得税から差し引き

「この法律改正を待っていました。40年以上前からユニセフや「国境なき医師団」などに寄付してきた東京都世田谷区の矢崎さん(58)は、高校時代から「持っているものはみんな分かち合う」という考えで育ち、コンサルタント会社に勤めながら毎年数十万円を寄付してきた。退職後も、翻訳などの収入から年約20万円を寄付に回している。

対象団体も増加へ

「PST」などが簡素化された。PSTは市民に支持される活動であることを証明するもので、改正後は3000円以上の寄付を2事業年度で平均して100人以上が受けていることになった。リースクールを運営する「NPO法人東京シューレ」も、NPO自身が魅力的な活動を行い、積極的に意義を広報するなど努力しなければ、寄付の大幅な増加が期待できないと話す。また、寄付控除を受けるには「ファミリー」でも確定申告をしなければならぬことから、「年末調整などでも控除を申請できる仕組みを取り入れるべき」と指摘している。

「レ」も、新制度になり認定申請の準備を進めているという。中村厚生事務局長は「不登校の子どものための受け皿となってきたのに、優遇措置がないのは不公平」と思っていた。今後寄付が増えれば、設備や教職員待遇を改善したいと期待する。来年4月には改正NPO法が施行され、認定機関が身近な都道府県・政令市内の団体はPSTを満たしているか、NPO自身が魅力的な活動を行い、積極的に意義を広報するなど努力しなければ、寄付の大幅な増加が期待できないと話す。また、寄付控除を受けるには「ファミリー」でも確定申告をしなければならぬことから、「年末調整などでも控除を申請できる仕組みを取り入れるべき」と指摘している。